

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 15 回 総 会

平成 30 年 11 月 28 日（水）

## 名護市農業委員会 第15回総会

開催日時 平成30年11月28日(水)午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	欠席
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	欠席
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 6番 具志堅 安盛 9番 比嘉 晴

議事録署名人 10番 金城 達文 12番 大城 正信

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案  
第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第90号 農地転用事業計画変更承認申請について  
第91号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
報告 農地法第4条許可申請の取消し願いについて  
第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第93号 農用地利用集積計画の意見決定について  
第94号 現況証明願いについて  
第95号 非農地証明願いについて

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は10番と12番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第15回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第93号農用地利用集積計画に関する意見決定についてから先に審議を進めていきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第93号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをご覧ください。平成30年11月19日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人8名。譲受人8名。設定筆数11筆、面積17,238㎡。内 賃借権8筆、使用賃借権2筆、所有権移転1筆となっています。詳細については、13ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物は米です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。家族の補助があります。

2番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

3番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の使用賃借権で、作物は芋とサトウキビです。稼働人員は1名。稼働日数は250日。家族の補助があります。

4番と5番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は米です。稼働人員は1名。稼働日数は150日となっています。

6番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の使用賃借権で、作物は菊です。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

7番から9番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、8年間の賃借権で、作物は野菜です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

10番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は野菜です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

11番、譲渡人●の農業生産法人●から譲受人●の農業生産法人●へ、5年間の賃借権で、作物は牧草と野菜となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第93号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第93号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 議案第89号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が81㎡。●の●さんから●の●さんへ。贈与のための無償移転となっています。従事者2名。稼働日数 主230日、補助60日。計画作物はシークワサーです。

整理番号2番 ●●●番地。農振農用地外で、面積が151㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数200日。計画作物は葉野菜です。

整理番号3番 ●●●番地、●番地、●番地の3筆。●番地以外は農振農用地外で3筆合計面積が323.4㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための無償移転となっています。従事者は1名。稼働日数200日。計画作物は野菜です。

整理番号4番 ●●●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で3筆合計面積が3,428㎡。●の●さん外3名から●の農業生産法人●へ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者は2名。稼働日数200日。計画作物はバナナです。

整理番号5番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が4,530㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名。稼働日数250日。計画作物はサトウキビです。

整理番号6番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が1,364㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名。稼働日数250日。計画作物はサトウキビです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第89号について質疑はございませんか。  
委員 4番の譲渡人は、相続人なのか。  
事務局 所有者が亡くなられており、相続人が4名いらっしゃいますので、全員から承諾印をいただいています。

議長（8番） ほかにかにございませぬか。  
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第89号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第89号整理番号1番から6番については可決といたします。

議長（8番） 議案第90号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料3ページをご覧ください。

●●●番地。農振農用地外で面積が991㎡。すでに許可を受けていましたが、計画していた資金調達に困難となり、木工所は断念せざるを得なくなりました。しかし、当該地を太陽光発電の資材置き場として活用するため、事業計画変更申請及び、5条許可申請を再度行うものです。5条許可申請については、後ほど説明をします。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第90号について質疑はございませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第90号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第91号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料4ページをご覧ください。  
整理番号1番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆合計面積が438㎡。申請者 ●の●さん。  
整理番号2番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の6筆。農振農用地外で6筆合計面積が683.29㎡。申請者 ●の●さん。1番と2番、5条許可申請の整理番号11番、その他4筆を含めた総面積2,110.74㎡を一体利用し、貸し資材置場及び貸し駐車場とするための申請となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第91号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第91号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第91号 整理番号1番と2番については可決といたします。
- 議長（8番） 次に報告 農地法第4条許可申請の取消し願いについて、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料5ページをご覧ください。●● ●番地。農振農用地外で、面積が509㎡。貸し駐車場として許可を受けていましたが、申請を取り消し、住宅として活用するため、5条許可申請を再度行うものです。5条許可申請については、後ほど説明をします。
- 議長（8番） ただいま事務局から報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 説明は資料6ページをご覧ください。  
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が992㎡。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が9.2ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。  
整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が481㎡。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅建築のための使用貸借となっています。農地区分

は、2種農地で、一団の農地が0.1ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,407㎡の内750㎡。●の●さんから●へ。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,407㎡。●の●さんから●へ。3番と4番において市営住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が6.3ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が354㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、支所から300m以内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が509㎡。●の●さんから●の●さん外1名へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。この案件は、先ほど説明をしました4条許可の取り消しを同時に行っているものです。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が460㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が976㎡。●の●さんから●の●(株)へ。資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が2.3ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が991㎡。●の●さんから●の●さんへ。資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、その他2種農地で、一団の農地が0.1ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号10番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆合計面積が733㎡。●の●さんから●の●さんへ。貸し資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号11番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の8筆。農振農用地外で8筆合計面積が465.8㎡。●から●の●さんへ。貸し資材置場及び貸し駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。これは、先ほど4条許可にて説明をした案

件と同一のものとなっています。

整理番号 12 番 ●● ●番地、●番地。農振農用地外で 2 筆合計面積が 397 m<sup>2</sup>。●の●さん外 4 名から●の●さんへ。住宅兼作業所を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 92 号について質疑はございませんか。  
委員 異議なし。

議長（8 番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 92 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 12 番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 議案第 94 号 現況証明願いについて事務局説明をお願いします。

事務局 資料 14 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 213 m<sup>2</sup>。所有者●の●さん。現況証明の事由としましては、当該地は、昭和 40 年ごろから養豚場として一体的に利用されて以来、農地として耕作された経緯はなく、さらに国道 58 号バイパスの貫通によって土地が分断され、30 年以上にわたり狭小な残地は農地として活用されていません。今後も農地として活用することが困難であるとのことです。

整理番号 2 番 ● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 23.03 m<sup>2</sup>。所有者●の●さん。現況証明の事由としましては、当該地は、昭和 40 年ごろから物置小屋と鶏小屋として利用されており、建物を取り壊した後も農地として利用されておらず、昭和 50 年ごろには住宅を建築し、現在は住宅敷地になっている。復帰前から農地としては活用されておらず、今後も農地として利用することは不可能であるとのことです。

議長（8 番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11 番) 整理番号 1 番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり復帰前から農地として利用されておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

整理番号 2 番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり復帰前から農地として利用されておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

議長（8 番） 説明がありました議案第 94 号について、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 94 号 現況証明願いについての

- 整理番号1番と2番を証明相当と判断してもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長(8番) 議案第95号 非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料15ページをご覧ください。
- 整理番号1番 ●●番地。農振農用地外で面積が283㎡。所有者●の●さん。非農地証明の事由としましては、平成元年の国道58号線の道路工事により農地が売り渡された分筆後の残地である。以前から農地としての利用形態はなく、雑木も大きくなり、現在の状況になっているとのことです。
- 整理番号2番 ●●番地。農振農用地外で面積が2,333㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、当該地は、山林化した傾斜地で30年以上前から耕作されていない。また、市の道路改修工事で接道部分と段差が生じ、農地としての利用は困難であるとのことです。
- 整理番号3番 ●●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が128.6㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、土地の起状があり水はけが悪く沼地状になり、農業ができない状況であるとのことです。
- 整理番号4番 ●●番地。農振農用地外で面積が300㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、当該地は、昭和39年ごろまで稲作をしていましたが、昭和47年ごろから近隣農地が下の方から造成され水はけが悪くなり、水路脇にあった農地は雨が降ると池状態になり耕作ができない状態であった。現状はほぼ池となっているとのことです。
- 議長(8番) 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。
- 委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。11月22日に私(11番)と委員(9番)、事務局とで現地を確認しました。
- 整理番号1番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林原野化しており、土地の周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 整理番号2番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、山林原野化しており、土地の周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 整理番号3番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、沼地化しており、土地の周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 整理番号4番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、沼地化しており、土地の周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。
- 議長(8番) 説明がありました議案第95号について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。



議長（8番） 異議なし。とのことですので、議案第95号非農地証明願いについての整理番号1番から4番を証明相当と判断してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第15回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 金城 達文 印

署名委員 大城 正信 印